

MRワクチン及びおたふくかぜワクチンの限定出荷等への対応について

現在限定出荷となっているワクチンについて、対象期間内に定期・任意予防接種を受けることができないと見込まれる方について、以下のとおり対応することとする。

1 麻しん及び風しん定期予防接種

(1) 概要

乾燥弱毒麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）が限定出荷となり、対象期間内に MR ワクチン定期予防接種を受けることができないと見込まれる方を対象として、令和7年3月11日付厚生労働省事務連絡に基づき、次のとおり接種期間を延長する。

(2) 対象予防接種と対象者

対象予防接種	対象者
第1期	令和6年度内に生後24月に達した方
第2期	令和6年度に第2期の対象者（年長学年相当）であった方 （平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ）
第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、かつ、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方 （HI法8倍以下、EIA法EIA価6.0未満等）

(3) 延長期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 周知

区報、区HP、SNSで周知するとともに、対象者には、接種期間延長についてお知らせするハガキを送付する。

2 おたふくかぜワクチン任意予防接種

(1) 概要

小児のおたふくかぜワクチン任意接種に係る費用補助（1回3,000円、2回まで）について、今般、同ワクチンが限定出荷となり、希望者が助成期間内に接種を受けることができない可能性があることから、次のとおり接種期間を延長する。

(2) 対象者

次の要件を全て満たす方

- ① 令和6年度中に年長学年相当であった方（平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方）
- ② 区のおたふくかぜワクチン費用助成を利用した回数が2回未満の方

(3) 延長期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 周知

区報、区HP、SNS、区内医療機関等での周知を行う。